

○津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月31日規則第23号

改正

平成21年2月13日規則第4号  
平成21年3月31日規則第11号  
平成22年3月31日規則第9号  
平成23年1月14日規則第2号  
平成23年12月5日規則第45号  
平成25年7月23日規則第32号  
平成26年2月12日規則第6号  
平成26年9月30日規則第43号  
平成27年3月30日規則第11号  
平成29年3月31日規則第24号  
平成30年3月30日規則第15号  
令和2年8月26日規則第42号  
令和3年1月19日規則第1号  
令和3年6月21日規則第24号  
令和4年1月12日規則第1号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

**第2条** 運動施設の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が運動施設の管理上特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(使用時間等)

**第3条** 運動施設を使用することができる時間及び使用することができる期間（以下「使用時間等」という。）は、別表のとおりとする。ただし、市長が運動施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

**第4条** 条例第4条第1項の規定により運動施設（津球場公園内野球場駐車場（第7条の2において「駐車場」という。）を除く。以下この条において同じ。）の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から当日までの間（以下「申請期間」という。）に、運動施設使用（使用変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、申請期間前においても許可申請書を提出することができる。

2 次に掲げる運動施設の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

- (1) 津市芸濃総合文化センター内アリーナ（シャワー室、トレーニング室、役員室及び来賓室を除く。）
- (2) 津市安濃中央総合公園内体育館（トレーニングルーム及び控室を除く。）
- (3) 津市民テニスコート
- (4) 津市芸濃テニスコート
- (5) 津市安濃中央総合公園内テニスコート
- (6) 津球場公園内野球場（午後5時30分から午後9時30分までの使用に限る。）
- (7) 津市北部運動広場（午後5時30分から午後9時30分までの使用に限る。）
- (8) 津市西部運動広場（午前9時から午後5時までの使用に限る。）
- (9) 津市乙部公園内運動広場
- (10) 津市久居グラウンド
- (11) 津市芸濃グラウンド
- (12) 津市安濃中央総合公園内野球場
- (13) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド
- (14) 津市安濃グラウンド
- (15) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート
- (16) 津市庄司庵公園内ゲートボール場
- (17) 津市安濃中央総合公園内ゲートボール場

3 津市香良洲パーゴルフ場、津市河芸マレットゴルフ場、津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設のトレーニング室及び津市安濃中央総合公園内体育館トレーニングルームを会員として使

用し、又は年間使用するときは、パーゴルフ場等会員使用（年間使用）登録申込書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 一般公開日において運動施設を個人で使用するときは、第1項の規定にかかわらず、口頭により使用の許可を申請することができる。この場合において、当該申請は、前条に定める使用時間の終了1時間前までにしなければならない。

（使用許可）

**第5条** 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請により使用を許可したときは、運動施設使用（使用変更）許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申込みにより会員使用登録又は年間使用登録をしたときは、会員使用券（第4号様式）又は年間券（第5号様式）を交付するものとする。

3 市長は、前条第4項の規定により使用を許可したときは、個人使用券（第6号様式）を交付するものとする。

4 前3項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、常に許可書、会員使用券、年間券又は個人使用券を持ち、職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の変更）

**第6条** 前条第1項の規定により使用許可を受けた者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

**第7条** 第5条第1項の規定により使用許可を受けた者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、運動施設使用許可取消届（第7号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（駐車場の使用許可等）

**第7条の2** 条例第4条第1項の規定により駐車場の使用許可を受けようとする者は、駐車場への入場の際に発券機により駐車券の交付を受けなければならない。この場合において、当該交付をもって市長への申請及び同項の許可があつたものとみなす。

（引続使用の制限）

**第8条** 運動施設の施設及び設備器具は、引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

**第9条** 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、運動施設使用料減免申請書

(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

**第10条** 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第8条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。
- (2) 条例第8条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、運動施設使用料還付申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(入場の制限)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(保護者等の同伴)

**第12条** 中学生以下の者が午後5時以降運動施設を使用する場合は、保護者又はこれに準ずる者(以下「保護者等」という。)が同伴しなければならない。

2 前項の場合において、保護者等1人につき同伴できる人数は、3人以内とする。ただし、市長がこれによることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

**第13条** 使用者その他運動施設を利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

2 使用者は、運動施設を専用して使用する場合においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (2) 運動施設内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置すること。
- (3) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

(届出)

**第14条** 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

**第15条** 市長は、運動施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(職員)

**第16条** 運動施設に館長又は場長を置く。

2 館長又は場長は、津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号）第2条に規定する総合支所の所管区域内にある運動施設（以下「総合支所所管の運動施設」という。）にあっては各総合支所地域振興課長をもって充て、総合支所所管の運動施設以外の運動施設にあってはスポーツ文化振興部スポーツ振興課長（担当副参事が置かれる場合にあっては担当副参事）をもって充てる。

3 運動施設に事務長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

**第17条** 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長又は場長 上司の命を受けて運動施設の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務長 上司の命を受けて運動施設における庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) その他の職員 上司の命を受けて運動施設の事務を処理する。

(指定管理者の指定の申請)

**第18条** 条例第18条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、運動施設指定管理者指定申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
  - (3) 国税及び地方税の納税証明書
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

**第19条** 条例第15条の規定により指定管理者に運動施設の管理を行わせる場合においては、第16条及び第17条の規定は適用せず、第2条第2項、第3条、第4条第1項及び第3項、第5条第1項から第3項まで、第6条から第11条まで、第12条第2項並びに第15条並びに第1号様式から第8号様式までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条中「市長が運動施設の管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条第1項及び第3項、第5条第1項から第3項まで、第6条から第9条まで、第10条第2項、第11条、第12条第2項並びに第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）並びに第1号様式、第7号様式及び第8号様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条及び第7号様式中「運動施設使用料減免申請書」とあるのは「運動施設利用料金減免申請書」と、第10条第2項及び第8号様式中「運動施設使用料還付申請書」とあるのは「運動施設利用料金還付申請書」と、第1号様式、第2号様式及び第6号様式から第8号様式までの規定中「(宛先) 津市長」とあるのは「(宛先) 津市（名 称）指定管理者」と、第1号様式中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「設備器具使用料」とあるのは「設備器具利用料金」と、第3号様式中「津市長（氏 名）印」とあるのは「津市（名 称）指定管理者 印」と、第4号様式及び第5号様式中「津市」とあるのは「津市（名 称）指定管理者」と、第7号様式中「差引使用料」とあるのは「差引利用料金」とする。

（委任）

**第20条** この規則に定めるもののほか、運動施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成20年津市教育委員会規則第5号）第9条の規定による廃止前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、

手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成21年2月13日規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月31日規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年1月14日規則第2号)

この規則中第16条第2項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年12月5日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、運動施設に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

**附 則** (平成25年7月23日規則第32号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定（「、津市安濃中央総合公園内体育館トレーニングルーム及び津市一志体育館トレーニングルーム」を「及び津市安濃中央総合公園内体育館トレーニングルーム」に改める部分に限る。）及び第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年2月12日規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年9月30日規則第43号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月30日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日規則第24号）

この規則中第4条の改正規定及び別表ゲートボール場の項の改正規定は平成29年4月1日から、  
その他の改正規定は同年10月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日規則第15号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年8月26日規則第42号）

- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和3年1月19日規則第1号）

- 1 この規則中別表の改正規定（ゲートボール場の項に係る部分に限る。）は令和3年4月1日から、その他の改正規定及び次項の規定は同年5月1日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和3年6月21日規則第24号）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和4年1月12日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**別表**（第3条関係）

名称		使用時間等
体育館	津市久居体育館	午前9時から午後9時30分まで
	津市河芸体育館	

	津市芸濃総合文化センター 内アリーナ	
	津市美里体育館	
	津市安濃中央総合公園内体 育館	
	津市香良洲体育館	
	津市一志体育館	
	津市白山体育館	
プール	津市久居中央スポーツ公園 内プール	1 午前9時から午後5時まで 2 当該プールの使用期間は、6月1日から9月 30日までの間において市長が定める期間とす る。
	津市美里幼児プール	1 午前10時から午後3時まで 2 当該プールの使用期間は、7月1日から8月 31日までの間において市長が定める期間とす る。
	津市香良洲プール	1 午前10時から午後4時まで 2 当該プールの使用期間は、7月20日から8月 31日までの間において市長が定める期間とす る。
	津市白山川口プール	1 午前10時から午後3時まで（専用で使用する 場合に限る。） 2 当該プールの使用期間は、7月20日から8月 31日までの間において市長が定める期間とす る。
テニスコート	津市古道公園内テニスコー ト	午前9時から午後9時（音響装置にあっては、午 後5時）まで
	津市古河公園内テニスコー ト	午前9時から午後5時まで

	津市海浜公園内テニスコート	
	津市民テニスコート	午前9時から午後9時（音響装置・映写装置（モニターを含む。）にあっては、午後5時）まで
	津市久居スポーツ公園内テニスコート	午前9時から午後9時まで
	津市庄司庵公園内テニスコート	
	津市河芸テニスコート	午前6時から午後10時まで
	津市芸濃テニスコート	
	津市美里テニスコート	午前6時から午後10時（11月1日から翌年の4月30日までの期間にあっては、午後5時）まで
	津市安濃中央総合公園内テニスコート	午前9時から午後9時30分まで
	津市香良洲テニスコート	午前8時から午後5時まで
	津市一志テニスコート	午前8時30分から午後9時まで
	津市白山テニスコート	午前8時30分から午後10時まで
	津市フットパーク美杉内テニスコート	午前8時から午後5時まで
野球場等	津球場公園内野球場（津球場公園内野球場駐車場を除く。）	<p>1 午前5時30分から午前8時30分まで、午前9時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分まで（以下「夜間」という。）</p> <p>2 夜間の使用ができる期間は、4月1日から11月30日までの期間において、市長が定める期間とする。</p>
	津球場公園内野球場駐車場	午前7時から午後10時まで
	津市北部運動広場	<p>1 午前5時30分から午前8時30分まで、午前9時から午後5時まで及び夜間</p> <p>2 夜間の使用ができる期間は、4月1日から11</p>

	月30日までの期間において、市長が定める期間とする。
津市西部運動広場	午前5時30分から午前8時30分まで及び午前9時から午後5時まで
津市乙部公園内運動広場	午前9時から午後5時まで
津市南部緑地公園内運動広場	午前5時30分から午前8時30分まで及び午前9時から午後5時まで
津市久居グラウンド	1 午前9時（6月1日から8月31日までの期間にあっては、午前7時）から午後9時まで 2 午後5時30分から午後9時までの使用ができる期間は、4月1日から11月30日までの期間において、市長が定める期間とする。
津市河芸第1グラウンド	午前6時から午後10時まで
津市河芸第2グラウンド	
津市芸濃グラウンド	
津市美里グラウンド	午前6時から午後10時（11月1日から翌年の4月30日までの期間にあっては、午後5時）まで
津市安濃中央総合公園内野球場	午前9時から午後9時30分（11月1日から翌年の3月31日までの期間にあっては、午後5時）まで
津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド	午前9時から午後5時まで
津市安濃グラウンド	午前9時から午後9時30分（11月1日から翌年の3月31日までの期間にあっては、午後5時）まで
津市香良洲グラウンド	午前8時から午後9時30分まで
津市一志野球場	午前8時30分から午後9時まで
津市白山運動場	午前8時30分から午後10時まで
津市白山家城運動場	午前5時から午後10時まで
津市フットパーク美杉内多目的グラウンド	午前8時から午後5時まで

サッカー場	津市香良洲サッカー場	午前8時から午後9時30分まで
フットサルコート	津市安濃中央総合公園内フットサルコート	午前9時から午後9時30分まで
陸上競技場	津市海浜公園内陸上競技場	午前9時から午後5時まで
パターゴルフ場	津市香良洲パターゴルフ場	午前9時から午後9時（11月1日から翌年の4月15日までの期間にあっては、午後4時）まで
ゲートボール場	津市庄司庵公園内ゲートボール場	午前9時から午後5時まで
	津市美里ゲートボール場	午前6時から午後5時まで
	津市安濃中央総合公園内ゲートボール場	午前9時から午後5時まで
	津市白山ゲートボール場	午前8時30分から午後4時30分まで
	津市白山川口ゲートボール場	
マレットゴルフ場	津市河芸マレットゴルフ場	午前9時から午後5時まで
弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	午前9時から午後9時まで

第1号様式（第4条、第6条関係）

第1号様式（第4条、第6条関係）

運動施設使用（使用変更）許可申請書

年　月　日

（宛先）津市長

（〒　　）  
住 所  
申請者 団体名  
氏 名（代表者）  
電 話

次のとおり（名 称）を 使 用 し た い の で 申 請 し ま す。  
使 用 変 更

施 設 名						
使 用 日 時	年	月	日	（曜）午	前 後	時 分から
	年	月	日	（曜）午	前 後	時 分まで
大 会 名						
使 用 目 的						
入 場 予 定 人 員					対象者	
準 備 時 間	年	月	日	（曜）午	前 後	時 から 午 前 後 時 ま で
撤 去 時 間	年	月	日	（曜）午	前 後	時 から 午 前 後 時 ま で
使 用 責 業 者 の 住 所 及 び 氏 名						
使 用 す る 施 設						
使 用 す る 設 備 器 具						
使 用 す る 空 調 設 備	冷 房	要 不 要	暖 房	要 不 要		
特 別 の 設 備						
入 場 料 等 の 徴 収	有	（ 円 ）	無			

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料		設 備 器 具 使 用 料		合 計	
	円		円		円	
許 可 条 件 等						
施 設 ・ 設 備 器 具 名	回 数	数 量	時 間	単 価	金 額	

第2号様式（第4条関係）  
第2号様式（第4条関係）

パーゴルフ場等会員使用（年間使用）登録申込書

年　月　日

（宛先）津市長

（〒　　）  
住 所  
申込者 氏 名  
電 話

次のとおり（名 称）の会員使用の登録を受けたいので申し込みます。  
年間使用

登録日	年　月　日		
登録の種類	1 会員使用 ((1)一般会員 (2)特別会員) 2 年間使用		
フリガナ			性別コード
氏名			男 1 女 2
住所			
生年月日	年　月　日	自宅電話	
勤務先		勤務先電話	
学校名		保護者 氏名	

第3号様式（第5条—第7条関係）

第3号様式（第5条—第7条関係）

運動施設使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　名）様

津市長　（氏　名）國

年　月　日付けで申請のあった（名　称）の使用について、次のとおり許可します。

施設名							
使用日時	年	月	日	（曜）午	前後	時	分から
	年	月	日	（曜）午	前後	時	分まで
大会名							
使用目的							
入場予定人員				対象者			
準備時間	年	月	日	（曜）午	前後	時から午	前後　時まで
撤去時間	年	月	日	（曜）午	前後	時から午	前後　時まで
使用責任者の住所及び氏名							
使用する施設							
使用する設備器具							
使用する空調設備	冷房	要 不要	暖房	要 不要			
特別の設備							
入場料等の徴収	有（　　円）			無			
許可条件等							
施設・設備器具名	回数	数量	時間	単価	金額		

第4号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

会員使用券

(1) 会員使用券（一般会員用）

(表)

No.	No.	
会員使用券 (一般会員用)	施設名（名称）	
施設名（名称）	会員使用券（一般会員用）	
住所	(市章)	
氏名	住 所	
有効期間	氏 名	
年 月 日から	有効期間 年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日まで	・本券の発行をもって領収に代えます。	
_____円	_____円	
	津市	

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用に際しては、本券を常に所持してください。</li><li>・ 許可された使用目的以外に使用しないでください。</li><li>・ 退場の際は、係員に本券を提示してください。</li></ul>	
津市	

# 会 員 使 用 券

## (2) 会員使用券（特別会員用）

(表)

No.	No.	
会員使用券 (特別会員用) 施設名（名称）	施設名（名称） 会員使用券（特別会員用）	
住所	(市章)	
氏名	住 所	
有効期間	氏 名	
年 月 日から	有効期間 年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日まで	・本券の発行をもって領収に代えます。	
_____円	_____円	
	津市	

(裏)

・ 使用に際しては、本券を常に所持してください。 ・ 許可された使用目的以外に使用しないでください。 ・ 退場の際は、係員に本券を提示してください。	
	津市

第5号様式（第5条関係）  
第5号様式（第5条関係）

年 間 券

(表)

No.	No.	
年間券	施設名（名称）	
施設名（名称）	年間券	
住所	(市章)	
氏名	住 所	
有効期間	氏 名	
年 月 日から	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日まで	・本券の発行をもって領収に代えます。	
_____円	_____円	
		津市

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>・使用に際しては、本券を常に所持してください。</li><li>・許可された使用目的以外に使用しないでください。</li><li>・退場の際は、係員に本券を提示してください。</li></ul>	
	津市

第6号様式（第5条関係）  
第6号様式（第5条関係）  
(1) 個人使用券

(表)

No.	No.	
個人使用券	施設名（名称）	
施設名（名称）	個人使用券（市内・市外）	
年　月　日	年　月　日	
年　月　日	(市章)	
円	円	津市
<ul style="list-style-type: none"><li>・本券の発行をもって領収に代えます。</li><li>・本券は、1人につき1枚、当日限り有効です。</li></ul>		

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>・使用に際しては、本券を常に所持してください。</li><li>・許可された使用目的以外に使用しないでください。</li><li>・退場の際は、係員に本券を提示してください。</li></ul>		
津市		

(2) 個人超過使用券

(表)

No.  個人使用券  施設名（名称）  年　月　日  _____円	No.  施設名（名称）  個人超過使用券（市内・市外）  年　月　日  (市章)  _____円
	・本券の発行をもって領収に代えます。 ・本券は、1人につき1枚、当日限り有効です。

津市

(裏)

	・使用に際しては、本券を常に所持してください。 ・許可された使用目的以外に使用しないでください。 ・退場の際は、係員に本券を提示してください。

津市

(3) 個人使用回数券

(表)

No. 個人使用回数券 施設名（名称） _____ 円	No.
	施設名（名称）
	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
	・本券の発行をもって領収に代えます。 _____ 円
津市	

(裏)

回	1	2	3	4	5	6
印						
回	7	8	9	10	11	12
印						

・使用に当たっては、入場の際係員に本券を提示し、押印をしてもらってください。  
・使用に際しては、本券を常に所持してください。

津市

第7号様式（第7条関係）  
第7号様式（第7条関係）

運動施設使用許可取消届

年　月　日

(宛先) 津市長

(〒　　)

住 所

申請者 団体名

氏 名 (代表者)

電 話

次のとおり(名 称)の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年　月　日 (　曜) 午	前後	時	分から	
	年　月　日 (　曜) 午				前後
取消しに係る大会名					
取消しに係る施設					
取消しに係る設備器具					
使用許可年月日 及び許可番号					
取消しを受けようとする理由					

第8号様式（第9条関係）  
第8号様式（第9条関係）

運動施設使用料減免申請書

年　月　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり（名 称）の使用料の減額免除を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午	前 後	時	分 か ら
	年 月 日 (曜) 午	前 後	時	分 ま で
大 会 名				
使 用 目 的				
使 用 す る 施 設				
使 用 す る 設 備 器 具				
使 用 す る 空 調 設 備	冷房	要 不 要	暖房	要 不 要
減 免 申 請 の 理 由				

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使用 料	備 考
円	%	円	円	

第9号様式（第10条関係）

第9号様式（第10条関係）

運動施設使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり（名 称）の使用料の還付を受けたいので申請します。

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午		前後	時	分から
	年	月			
還付対象施設					
還付対象設備器具					
使用する空調設備	冷房	要 不要	暖房	要 不要	
既 納 の 使 用 料	納付年月日	年 月 日			
	納付金額	円			
還付申請の理由					

※ 次の欄は、記入しないでください。

納付金額	還付金額	備考
円	円	

第10号様式（第18条関係）

第10号様式（第18条関係）

運動施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

津市（名 称）に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 津市（名 称）の管理に係る事業計画書
- (2) 津市（名 称）の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 申請者（代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。